

# ジェトロ対日投資報告

## JETRO Invest Japan Report

2021

第2章

2021年12月

日本貿易振興機構 (JETRO)

対日投資部

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

# 目次

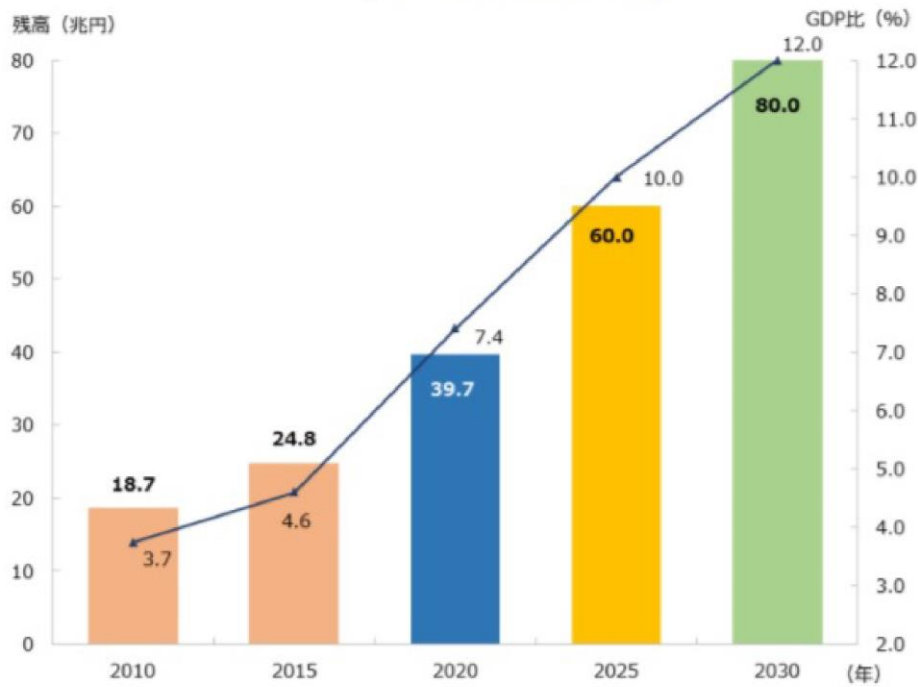
<b>2021年版のポイント</b> .....	<b>4</b>
<b>第1章 世界・日本のマクロ経済・対内および対外直接投資動向</b> .....	<b>5</b>
第1節 世界・日本のマクロ経済動向 .....	5
世界・日本のマクロ経済動向.....	5
第2節 世界・日本の直接投資動向 .....	7
世界の対内直接投資動向 part1.....	7
世界の対内直接投資動向 part2.....	10
世界の対外直接投資動向 .....	14
対日直接投資動向 part1 .....	15
対日直接投資動向 part2 .....	18
<b>2章 日本のビジネス環境と外資系企業</b> .....	<b>24</b>
第1節 対日直接投資促進戦略と日本のビジネス環境 .....	24
第2節 日本におけるビジネス環境整備 .....	27
イノベーション都市に向けた動き .....	27
デジタル化の加速 .....	29
グリーン化とデジタル化の同時達成に向けた政府の取り組み.....	31
[COLUMN] グローバル都市としてのビジネス環境整備 .....	32
第3節 外資系企業による日本のビジネス環境の評価 .....	34
<b>第3章 ジェトロの対日投資促進事業</b> .....	<b>40</b>
第1節 ジェトロによる外国企業支援実績 .....	40
第2節 ジェトロによる対日直接投資支援 .....	43

## 第1節 対日直接投資促進戦略と日本のビジネス環境

### 2030年までに対日直接投資残高倍増を目標

第1章で見たとおり2020年末の対日直接投資残高は、39.7兆円、残高のGDP比は7.4%まで増加した。これにより2020年末に対日直接投資残高35兆円という政策目標<sup>\*1</sup>を達成した。2021年6月の対日直接投資推進会議では、対日直接投資残高をKPI（Key Performance Indicator）として設定、新たな目標として、2030年に同残高を80兆円、そのGDP比を12%とすることを目指す、とした。なお、2025年に「60兆円、GDP比10%」をメルクマールし、適切な時期に中間評価を実施する（図表2-1）。

図表2-1 対日直接投資残高の推移と目標



〔注〕対日直接投資残高は、国際収支マニュアル第6版に基づく  
〔出所〕「本邦対外資産負債残高」（財務省、日本銀行）、「国民経済計算」（内閣府）から作成

この政策目標達成のため、ビジネス環境の整備を加速することが求められる。2021年6月2日の対日直接投資推進会議で新たな目標とともに決定した「対日直接投資促進戦略」では3つの柱として、（1）デジタル・グリーンの新市場の創造とイノベーション・エコシステムの構築、（2）グローバルな環境変化に対応したビジネス環境整備の加速、（3）地域の強みを活かした官民連携による投資環境整備が挙げられた。

さらに、補助指標として、以下の3つの指標とその目安が示された。一つ目の補助指標は、マクロ経済的観点から外資系企業<sup>※2</sup>の事業活動の成果としての付加価値額<sup>※3</sup>で、2030年度に34兆円と、2018年度の17兆円からの倍増を目安とし、その状況をフォローアップすることとした。

また、現状は外資系企業<sup>※4</sup>の42.9%が東京に集中している現状に鑑み、二点目の補助指標として都道府県別の外資系企業数を把握することとし、地域経済への広がりを見る観点から、東京都以外の道府県の外資系企業数として2026年に10,000社を目安とした。

イノベーションの観点から外国人の高度人材の入国者数も三つ目の補助指標としている。海外からの経営・管理人材の入国者数を2030年に20万人という目安が示された。

※1 「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)

※2 企業活動基本調査(経済産業省)における企業の発行済株式総数若しくは出資金額に占める外国投資家による所有株式数又は出資金額の割合が1/3を超える企業

※3 付加価値額 = 営業利益 + 給与総額 + 減価償却費 + 福利厚生費 + 勤産・不動産賃借料 + 租税公課

※4 2016年経済センサス活動調査(経済産業省)における外資比率が1/3を超える企業

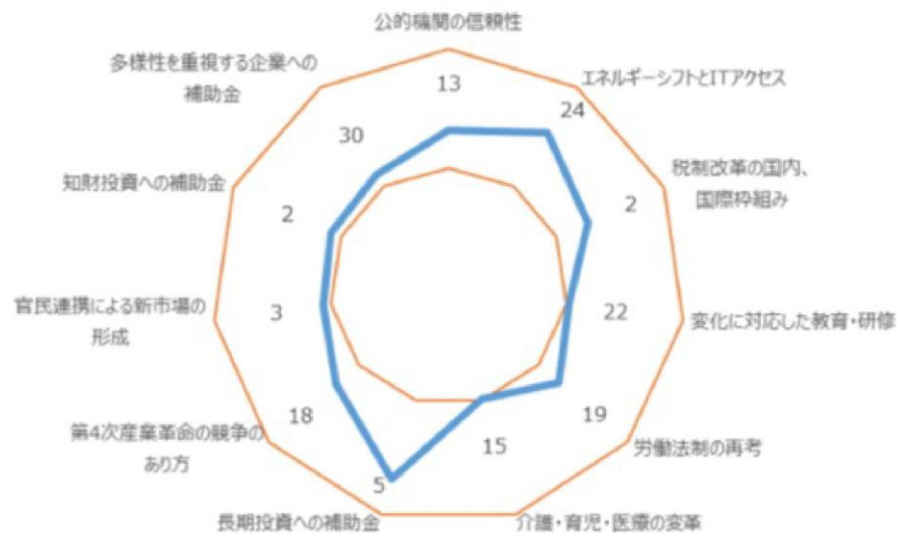
## ビジネス環境に関する指標



2020年はビジネス環境に関する調査もコロナ禍での特別分析が多く見られた。世界経済フォーラムでは、通常の世界競争力ランキングに代えて、37の国・地域を対象に、3年から5年後のビジネス環境の変革の方向性を4分野、11の指標(0-100点)で発表した。

1つ目の分野は、実効性のあるビジネス環境として「公的機関の信頼性」「エネルギーシフトとITアクセス」「税制改革」の3指標があり、日本は税制改革の点では2位となった。2つ目は人的資本に関連するもので、「変化に対応した教育・研修」「労働法制の再考」「介護・育児・医療の変革」のいずれも日本は中位であった。3つ目の市場に関する指標は「長期投資への補助金」「第4次産業革命の競争のあり方」「官民連携による新市場の形成」で日本は官民連携では3位であった。4つ目のイノベーション・エコシステムでは「知財投資への補助金」「多様性を重視する企業への補助金」が挙げられ、日本は知財投資の指標で2位であった。日本は得点で50点を下回るものは「介護・育児・医療の変革」(49.3点、15位)のみで、「エネルギーシフトとITアクセス」(76.9点、24位)、「多様性を重視する企業への補助金」(56.0点、30位)、「変化に対応した教育・研修」(51.3点、22位)以外は平均を上回った(図表2-2)。

図表2-2 日本の11指標の順位



(出所) 「世界競争力ランキング」(世界経済フォーラム)

# スタートアップ企業の環境指標東京は9位に



2021年9月22日に米国調査会社スタートアップ・ゲノムが「グローバル・スタートアップ・エコシステム・レポート (GSER) 2021」を発表した。このGSER2021は世界約150都市以上を対象としたランキングを公表している。東京は2020年の15位から順位を六つ上げて9位となり、初めて上位10都市に入った。また上位5位までに変動はなかった(図表2-3)。

図表2-3 GSERにおける上位20都市

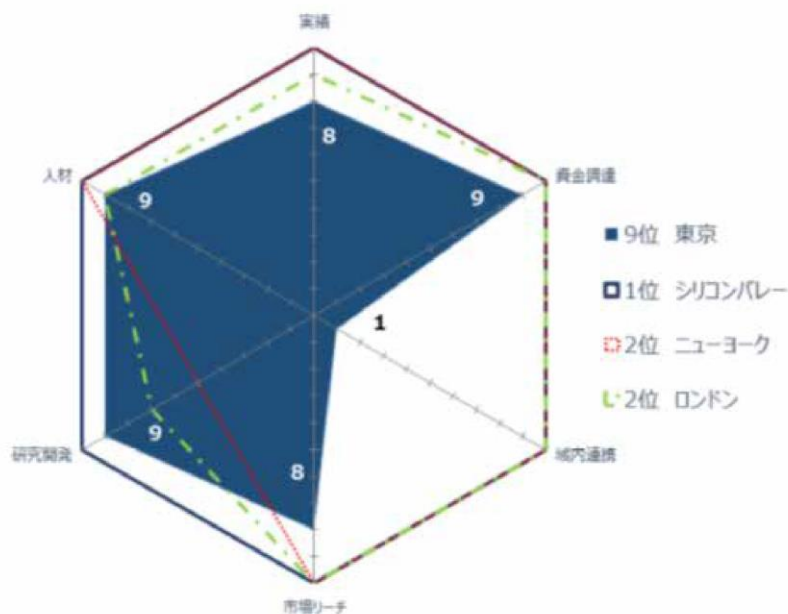
2021年 順位	国名	都市名	順位 変動	2020年 順位	国名	都市名
1	米国	シリコンバレー	—	1	米国	シリコンバレー
2	米国	ニューヨーク	—	2	米国	ニューヨーク
2	英国	ロンドン	—	2	英国	ロンドン
4	中国	北京	—	4	中国	北京
5	米国	ボストン	—	5	米国	ボストン
6	米国	ロサンゼルス	—	6	イスラエル	テルアビブ
7	イスラエル	テルアビブ	↘	6	米国	ロサンゼルス
8	中国	上海	—	8	中国	上海
9	日本	東京	↗	9	米国	シアトル
10	米国	シアトル	↘	10	スウェーデン	ストックホルム
11	米国	ワシントンD.C.	—	11	米国	ワシントンD.C.
12	フランス	パリ	↗	12	オランダ	アムステルダム
13	オランダ	アムステルダム	↘	13	フランス	パリ
14	カナダ	トロント	↗	14	米国	シカゴ
14	米国	シカゴ	↘	15	日本	東京
16	韓国	ソウル	↗	16	ドイツ	ベルリン
17	スウェーデン	ストックホルム	↘	17	シンガポール	シンガポール
17	シンガポール	シンガポール	↘	18	カナダ	トロント
19	中国	深圳	↗	19	米国	オースティン
20	米国	オースティン	↘	20	韓国	ソウル

(出所) GSER2021(スタートアップ・ゲノム)から作成



GSERは6つの評価項目を10点満点で評価し、独自の算出方法により上位40都市に順位をつけている。上位3都市の得点を見ると、シリコンバレーはすべての評価項目で満点の10点、2位のニューヨーク、ロンドンも研究開発を除くすべての評価項目で10点あるいは9点であった。東京の評価が高かったのは「資金調達」「人材」「研究開発」で9点を獲得した。一方、東京は「域内連携」が1点で地域内ネットワークの連携がより求められる（図表2-4）。

図表2-4 GSERにおける東京と上位3都市の比較



〔注〕 各項目の数字は東京のスコアを指す。  
〔出所〕 GSER2021(スタートアップ・ゲノム)から作成

## 第2節 日本におけるビジネス環境整備 イノベーション都市に向けた動き

### 国際的なスタートアップ・エコシステム拠点都市の形成

少子高齢化や地域間格差など様々な社会課題を抱える日本において、持続的に経済成長を遂げるには、海外の優秀な人材や資金を取り込むとともに、オープンイノベーションを通じて革新的な技術やノウハウを取り入れ、イノベーション・エコシステムを構築していくことが必要不可欠とされる。「対日直接投資促進戦略」においてもイノベーション・エコシステムの構築は上述（2章(1)）の政策目標を達成するための柱の一つとされている。具体的には、地域のトップ大学を軸に、国際的にも開放された国際イノベーション・エコシステム都市を形成し、外国スタートアップ、海外人材（教員・研究者、起業家等）や投資家の集積を一体的・統合的に促進することが同戦略で述べられている。

内閣府は世界に開かれたイノベーション都市を構築すべく、2020年7月、中核となるスタートアップ・エコシステム拠点として、グローバル拠点都市4拠点、推進拠点都市4拠点、計8拠点を選定した（図表2-5）。8拠点には18自治体が含まれ、これら自治体に所在するスタートアップに対して、3年間で集中的に支援を行う。

図表2-5 スタートアップ・エコシステム拠点都市

戦略1	スタートアップ・エコシステム拠点都市の形成
戦略2	大学を中心としたエコシステム強化
戦略3	世界と伍するアクセラレーション・プログラム <sup>※</sup> の提供
戦略4	技術開発型スタートアップのギャップファンド <sup>※※</sup> 促進
戦略5	政府、自治体が顧客となってチャレンジを推進
戦略6	エコシステムの「繋がり」形成の強化、気運の醸成
戦略7	研究開発人材の流動化促進

○ グローバル拠点都市 □ 推進拠点都市



(出所) ジェトロウェブサイトより抜粋

内閣府、文部科学省、経済産業省が策定した「スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援パッケージ」では起業に取り組むための姿勢などを学ぶアントレプレナーシップ教育の推進、教育・支援のネットワーク・コミュニティの形成、スタートアップ創出に向けた研究開発の体制の整備、成長性の高い有望な大学発ベンチャーの創出などが含まれる。また、同パッケージの一環として、スタートアップ支援を行う9つの政府系機関がMOUを締結し、支援体制を強化している。

ジェトロでは地方におけるエコシステムの更なる活性化を推進すべく、地方発のスタートアップに対する支援に力を入れる。ジェトロは2021年2月、グローバル拠点都市4カ所のスタートアップ49社を対象に、米国のアクセラレーターによる戦略立案や人材獲得策などに関するアクセラレーションプログラムを実施した。支援を本格化すべく、2021年秋より参加対象地域をエコシステム推進拠点都市4カ所にも拡充した上で、100社程度のスタートアップを対象に専門コースなどを含むアクセラレーションプログラムをオンラインで行う。同プログラムは2021年10月下旬から2022年2月にかけて実施する。



## スーパーシティ構想の推進

スーパーシティ構想とは、移動や物流、教育や医療などの生活全般にまたがる幅広い分野でAIやビッグデータなど先端技術を活用し、先進的で利便性の高いサービスを提供することで市民生活を向上させる取り組みである。

2020年5月にスーパーシティ構想の制度的枠組みを定めた国家戦略特別区域法の一部を改正する法律が成立し、同年9月に改正法が施行された。

2020年12月、内閣府はスーパーシティ型国家戦略特別区域を指定するため、2021年4月16日を期限として、特区として指定すべき区域や実施する先端的サービス、規制改革などについて公募を開始したところ、合計31の自治体から応募があった。同年8月にはスーパーシティの区域指定に関する専門調査会が開催されたが、同調査会の委員の意見などを踏まえ、同年10月15日を期限として、規制改革などの再提出の募集が行われた。再提案については、31の提案自治体のうち28の自治体から提案があった。今後、規制改革の提案内容のさらなる具体化などを経た段階で再度専門調査会を開催する予定としている。その後は、区域指定の案の意見具申する国家戦略特区諮問会議を実施し、政令閣議決定にて区域を指定する。

## 研究開発税制の見直し

経済産業省は、積極的に研究開発投資を維持または拡大する企業を後押しするため、2021年度の税制改正で研究開発税制を見直した。同税制は、研究開発を行う企業が研究費の一定割合(2~14%)を法人税額から控除できる制度であるが、2021年度の税制改正により、1) 今まで最大45%であった控除上限を法人税額の最大50%まで引き上げること、2) 研究開発費を維持・増加させるための税額控除率の見直しを行うこと、3) ドローンなどを活用したインフラの自動点検サービスやシェアリングなどのモビリティサービス始めとする、クラウドを通じてサービスを提供するソフトウェアなどに係る研究開発を本税制の対象に追加すること、4) オープンイノベーション型の運用改善を行うこと、などの改正を実施した。

## デジタル化の加速

### デジタル化推進関連6法が成立

デジタル化を推進する関連6法が2021年5月に成立した(図表2-6)。行政手続きのオンライン化などを加速させるため、肝となる組織のデジタル庁を発足させるデジタル庁設置法案が含まれ、デジタル庁は2021年9月1日に約600名規模で発足した。民間からも多くの人材を採用し、行政サービスの電子化の遅れや国と自治体のシステム統合などの課題に取り組む。成立した法案には、IT政策の基本方針を策定するデジタル社会形成基本法、ならびに個人情報保護制度の見直しや押印を求める行政手続きの改正を含むデジタル社会形成整備法などが含まれる。

図表2-6 デジタル改革関連6法案の概要

デジタル庁設置法	2021年9月に600人規模で発足
デジタル社会形成基本法	「国際競争力の強化及び国民の利便性の向上」を目的に政府のIT政策の基本方針を策定する。
公金受取口座登録法	給付金の受取預貯金口座を事前登録できる制度を設ける。
預貯金口座管理法	口座とマイナンバーをひもづけて災害や相続時に口座照会ができる仕組みをつくる
デジタル社会形成整備法	民間、行政機関、独立行政法人で3つに分かれている個人情報保護法を一本化する。押印を求める行政手続きを改める。
自治体システム標準化法	自治体と政府の行政システムの統一を促す。

(出所) 各種報道資料より作成

さらに、地方の課題に対してデジタル技術を活用して解決を図り、地方と都市の差を縮めていく取り組み「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、2021年11月には内閣官房で第一回会議が開催された。デジタル化は少子高齢化、地域間格差、インフラ老朽化など日本が抱える社会課題解決のため、製造業のみならずサービス産業や農業などすべての産業の根幹に関わる重要な分野である。今後、自治体と政府の行政システムの統一を促すほか、各種給付の迅速化や行政手続きのオンライン化を進める。さらにはオンライン診療やデジタル教育などの規制緩和を行うなどして、国民の利便性向上を図る。



# デジタル・トランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

経済産業省は、デジタル技術を活用した企業変革を推し進めるため、2021年度の税制改正でデジタル・トランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設を盛り込んだ。同税制はデジタル・トランスフォーメーションの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、取得価額の3%の税額控除（グループ外の事業者とデータ連携をする場合は5%）、または、30%の特別償却の選択適用ができる制度である。適用期限は2023年3月31日までで、税額控除における控除税額は、後述のカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による税額控除との合計で当期の法人税額の20%を上限とする（図表2-7）。

図表2-7 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制とデジタル・トランスフォーメーション（DX）投資促進税制

税制名	要件	対象設備	措置内容
カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	1. 大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入	化合物パワー半導体や燃料電池など温室効果ガス削減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与が見込まれる製品の生産に専ら使用される設備※対象設備は、機械装置	税額控除10%又は特別償却50%
	2. 生産工程などの脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入	エネルギー管理設備を新規で導入するなど事業所などの炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要となる設備（※） ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上。	[炭素生産性の相当程度の向上と措置内容] 3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50% 3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50%
デジタル・トランスフォーメーション（DX）投資促進税制	デジタル（D）要件 ・ データ連携・共有すること（他の法人などが有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと既存内部データとを合わせて連携すること） ・ クラウド技術を活用すること ・ 情報処理推進機構が審査を行う認定(DX認定)を取得すること	ソフトウェア 繰延資産 機械装置 器具備品	税額控除3%（他者とのデータ連携に係るもの5%） または特別償却30%
	企業変革要件（X）要件 ・ 商品の製造原価が8.8%以上削減されることなど ・ 生産性向上や売上高の上昇の目標を定めること ・ 計画期間内で、ROAが2014年～2018年平均を基準値として1.5%ポイント向上 ・ 計画期間内で、売上高伸び率≥過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント ・ 投資総額が売上高比0.1%以上であること		

〔注〕1. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制における措置対象となる投資額の上限は500億円。2. デジタル・トランスフォーメーション（DX）投資促進税制における設備投資総額の上限は300億円。3. 控除税額は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制とデジタル・トランスフォーメーション（DX）投資促進税制の合計で法人税額の20%まで。

〔出所〕「令和3年度税制改正」（財務省）、経済産業省 資源エネルギー庁の資料より作成

# グリーン化とデジタル化の同時達成に向けた政府の取り組み

## カーボンニュートラル実現に向けた動き

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする目標「2050年カーボンニュートラル」を宣言した。その実現に向けて脱炭素化投資の加速を促すべく、経済産業省はカーボンニュートラルに向けた投資促進税制を創設した。同税制では、1) 化合物パワー半導体や燃料電池など大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、および、2) 最新鋭の生産設備の新規導入など、生産工程の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除又は50%の特別償却を措置する（図表2-7）。

経済産業省は新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に2兆円規模の「グリーンイノベーション基金事業」を創設し、「2050年カーボンニュートラル」実現に資する革新的技術について、具体的な目標とその達成に向けた取り組みへのコミットメントを示す企業等に対して、10年間、研究開発や実証から社会実装までを継続して支援していく同事業では、産業競争力の観点から、国内経済への波及効果が期待される場合には、海外の先端技術なども取り込んでいく。グリーンイノベーション基金による企業支援は「経済財政運営と改革の基本方針（2021）」でも盛り込まれるとともに、「対日直接投資促進戦略」においても触れられている。

## 半導体・デジタル産業戦略を策定

新型コロナウイルスの蔓延により、社会のデジタル化対応が世界的に進んだことで、デジタル化の基幹製品である半導体の重要性が再認識されている。世界的に需給状況がひっ迫するなど、半導体の確保は経済安全保障上の観点から重要であるとともに、2050年カーボンニュートラルを目指す上では半導体の省エネ化・グリーン化は必須とされる。「経済財政運営と改革の基本方針2021」の大きな方向性の下、2021年6月に政府が閣議決定した「成長戦略実行計画」においてもデジタル機器や情報通信自体の省エネ化、グリーン化の推進が明記されており、こうした状況下、経済産業省は、半導体・デジタルインフラ・デジタル産業の今後の政策の方向性について検討するため、「半導体・デジタル産業戦略検討会議」を2021年3月に設置、同年6月に「半導体・デジタル産業戦略」を取りまとめた。

デジタル化は、クラウドなどを活用したデジタル産業、データセンターなどのデジタルインフラ、電子機器に用いる半導体によって支えられており、経済産業省はこれら3分野の重点投資を進める政策を「半導体・デジタル産業戦略」に盛り込んだ。具体的には、日本でのデータセンター立地などを促進するとともに、データセンターの計画的な整備や投資支援を進める。欧米諸国とも連携した相互依存関係を構築することで日本が半導体技術や生産において中心的な役割を果たし、「デジタルを活用した経済・社会のスマート化によるカーボンニュートラルへの貢献と、エネルギー・環境負荷の増大を最小化するためのデジタル分野でのエネルギー効率の向上・脱炭素化を同時達成」（半導体・デジタル産業戦略）によるデジタル化とグリーン化の同時達成、早期実現化を目指す。

さらに政府は、日本国内における半導体の安定的な生産体制の構築を目指し、半導体関連の設備投資に対する補助制度などを盛り込んだ関連法改正を検討している。





## 国際金融都市としての地位確立に向けた措置



政府は、2020年12月8日に閣議決定した「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、「世界における国際金融センターの実現」を盛り込んだ（図表2-8）。

図表2-8 国際金融センターに向けた環境整備  
(分野別)

分野	現在	今後	施行時期
税制改正 運用会社に対する法人 税	役員の業績連動報酬 上場会社：損金算入可能 非上場会社：損金算入不可	投資運用業を主業とする非上場の非同族会社などについて、業績連動給与の算定方法を金融庁のウェブサイトへ掲載するなどの場合には、損金算入を認める。	金商法改正法案施行（2021年11月22日）
税制改正 相続税	10年超国内に居住していた場合： 全世界の財産が対象 10年以下の国内居住の場合： 国内財産のみ対象	勤労等のために日本に居住する外国人については居住期間にかかわらず、国外財産を相続税の課税対象外とする。	2021年4月1日施行
税制改正 ファンドマネージャー などの個人に対する所得 税	ファンドマネージャーのファンド持分に対して運用成果を反映して分配される利益に関して、金融所得にあたるかが不明確	利益配分に経済的合理性がある場合などにおいては、総合課税（累進税率、最高55%）の対象ではなく、「株式譲渡益など」として分離課税（一律20%）の対象となることを明確化する。	2021年4月1日公表。チェックシートや計算書等については金融庁のホームページ参照のこと
参入手続きの簡素化 英語での手続き	海外の資産運用会社に対する事前相談対応や登録審査などにおいて管轄が金融庁と財務局で分かれており、提出書類や議論を日本語で行う必要があった。	2021年1月に金融庁および財務局が「拠点開設サポートオフィス」を設置。金融ライセンス取得に係る事前相談から登録手続き、登録後の監督までを英語・ワンストップで対応する。	—
参入手続きの簡素化 参入制度	海外のプロ投資家を顧客とする資産運用業者であっても、日本で資産運用業を行うには、原則として「登録」が必要であり、さらに海外で業務実績がある場合でも、登録手続には一定の時間を要する。	1) 海外当局による許認可を受け、海外の顧客資金の運用実績がある資産運用業者（海外の資金のみ運用）（5年間の時限措置） 2) 主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの資産運用業者については、簡素な手続き（届出）による参入制度を創設	2021年11月22日施行

### (ビザ関連)

ビザ関連	今後	備考
在留資格	起業準備のために在留資格「短期滞在」で入国した場合でも、一定の要件（※1）を満たせば、事業開始前に日本から出国することなく「短期滞在」の在留資格から直接「高度専門職」、「経営・管理」等への変更が可能になる。	※1「短期滞在」の在留資格で在留中に投資運用業等の登録を受けたことなど ※2「短期滞在」で在留中に投資運用業等の登録を受けたことなど ※3高度人材本人と同居し、日本人と同等以上の報酬を受けて「技術・人文知識・国際業務」などに該当する活動を行うこと
高度人材	「高度専門職」の在留資格を得るために必要なポイントに、資産運用業者向けのポイント項目（10点加算）を追加する。（「高度専門職」の在留資格を得る場合、優先処理（10日以内を目処）で取得可能）	
家事使用人	一定の要件（※2）を満たす資産運用業等に従事する高度人材について 1) 13歳未満の子供がいる等の家庭事情がなくても家事使用人を雇用することが可能になる 2) 世帯年収が3,000万円以上である場合に高度人材が雇用可能な家事使用人の人数枠を1名から2名に増加する	
配偶者	高度人材の配偶者は一定の要件（※3）を満たせば就労資格を取得することなくフルタイムでの就労が可能になる。また優先処理（10日以内を目処）の対象となる。	

〔出所〕 金融庁ウェブサイトより作成

海外の資産運用業者を日本に誘致し、日本の国際金融センターとしての地位を確立する観点から、2021年税制改正では、海外の金融事業者・人材を呼び込むための措置が盛り込まれた。第一に、法人税に関して、投資運用業を主業とする非上場の非同族会社などについて、業績連動給与の算定方法などを金融庁ウェブサイトへ掲載するなどの場合には、当該業績連動給与の損金算入を認める。

第二に、相続税に関して、就労などのために日本に居住する外国人が被相続人となる場合について、国外に居住する外国人や日本に短期的に滞在する外国人が相続人となる場合には、その被相続人の国内居住期間にかかわらず、国外財産を相続税の課税対象外とする（これまでは、相続前15年以内の国内居住期間の合計が10年超である外国人が被相続人となる場合、国外財産も相続税の課税対象になっていた）。

第三に、所得税に関して、ファンドマネージャーが、出資持分を有するファンドから運用成果に応じその出資割合を超えて受け取る利益の分配（キャリドインタレスト）について、その利益の分配に経済的合理性がある場合などにおいては、総合課税（累進税率、最高55%）の対象ではなく、「株式譲渡益など」として分離課税（一律20%）の対象となることを明確化する。

税制上の見直し以外に、参入手続きに関する見直しも行っている。2021年1月、金融庁と財務局が共同で、日本拠点開設を検討する海外金融事業者に対する一元的な相談窓口として、「拠点開設サポートオフィス」を開設した。これにより、金融ライセンス取得に係る事前相談、登録手続き、登録後の監督などワンストップで英語にて対応することが可能になった。ビデオ会議を用いた海外からの事前相談にも対応している。

参入手続きを簡素化する動きもみられる。現状、日本で投資運用業を行う場合は海外のプロ投資家を顧客とする資産運用業者であっても原則として登録が必要であり、さらに海外で業務実績がある場合でも登録手続きに一定の時間を要していた。金融庁は2021年3月、ファンド業務における海外事業者の参入を後押しするため、簡素な手続き（届出）による受け入れを可能とする特例を創設すべく改正金融商品取引法案を国会に提出した。この法案は同年5月に成立し、同年11月から施行されている。具体的には、1.海外当局による許認可を受け、海外の顧客資金の運用実績があり、海外の顧客の資金のみを運用する投資運用業者（5年間の時限措置）、2.主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの投資運用業者、について、簡素な手続き（届出）による参入を認める。

在留資格については、海外事業者が安心して日本でのビジネスを検討できる環境を整備する一環として、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、在留資格関連の利便性向上のための諸施策を行っていくことになった。

具体的には、起業準備のために在留資格「短期滞在」で入国した場合でも、一定の要件を満たせば、事業開始前に日本から出国することなく在留資格を取得可能になる。高度人材については、様々な優遇措置を受けられる「高度専門職」の在留資格を得るために必要なポイントに、資産運用業者向けのポイント項目を追加した。「高度専門職」の在留資格を得る場合、優先処理（10日以内を目処）で取得可能になる。

また、一定の要件を満たす高度人材について、13歳未満の子供がいるなどの家庭事情がなくても家事使用人を雇用することが可能になったほか、高度人材が雇用可能な家事使用人の人数枠を1名から2名に拡大した。そのほか、高度人材の配偶者は一定の要件を満たせば就労資格を取得することなくフルタイムでの就労が可能となる。

## 東京のほか大阪、福岡も外資系金融機関誘致を強化



東京では、2017年11月に「国際金融都市・東京」構想を策定し、国際金融都市としての地位の向上に向けた施策、体制づくり等を取りまとめた。この構想に基づき、英国シティと金融分野における連携に向けた合意書を締結するとともに、官民連携の金融プロモーション組織である「東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）」を創設し東京の取組や魅力についての国内外への情報発信を展開している。その後、脱炭素への関心の高まりや、英国のEU離脱など、金融を取り巻く世界的な環境の変化に対応するため同構想を改訂することとし、2021年6月まで5回にわたり有識者懇談会を開催するとともに2021年7～8月にかけてパブリックコメントを実施した。パブリックコメントで寄せられた意見などを踏まえ、2021年11月、「『国際金融都市・東京』構想2.0」を策定した。この新たな構想では、グリーンボンドを発行する事業体への支援などグリーンファイナンスの推進、フィンテック企業の誘致や創業・成長支援、キャッシュレス化の推進など金融分野のデジタル化促進、資産運用業者の誘致や創業・成長支援、金融系人材の育成に力を入れるなど多様な金融関連企業・人材の集積、が盛り込まれている。

大阪では、大阪府と大阪市、関西の経済団体により、2021年3月29日、海外から金融分野の専門家や金融機関が集まる国際金融都市を目指すべく「国際金融都市OSAKA推進委員会」を設立した。7月には国際金融都市構想の実現に向けた戦略案を同委員会が公表し、スタートアップに対する資金調達支援や金融サービスの規制緩和などに取り組み、大阪での金融機能の拡充とビジネス環境の整備を進めていくことを掲げた。最終案を2022年春までに策定し、その後具体的な実行に移す予定としている。

福岡では、2020年9月、福岡県や福岡市などの自治体、国立大学法人九州大学などの教育機関、九州電力株式会社や西日本鉄道株式会社といった地元企業が産官学で外資系金融機関の誘致を目指す組織「国際金融機能誘致TEAM FUKUOKA」を発足した。アジアの主要ビジネス地区へのアクセスのよさを強みの一つとする福岡は、アジア系金融関連企業の誘致にも成功している。具体的には、香港の資産運用会社MCPホールディングスが2021年2月、シンガポールのフィンテック企業キャップブリッジ・ファイナンシャルが同年4月に、福岡市内に拠点を設立することを公表している。



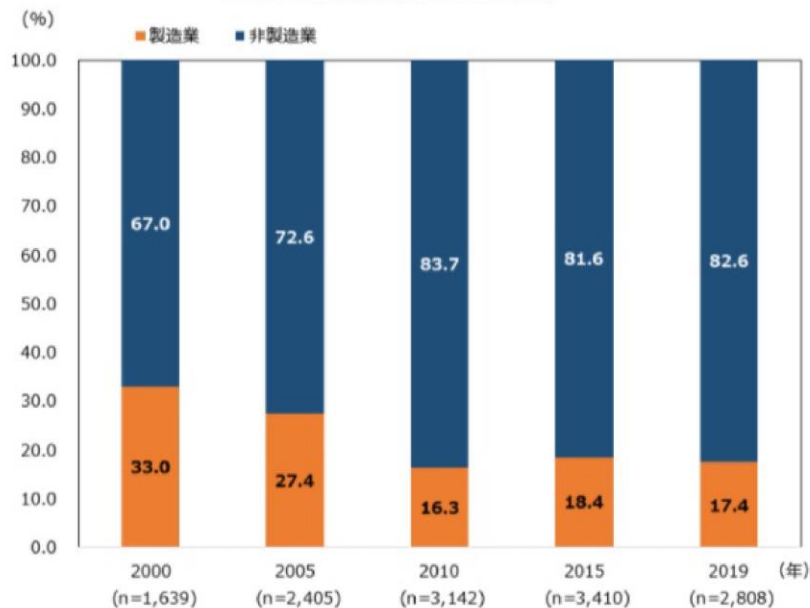
## 第3節 外資系企業による日本のビジネス環境の評価

### 外資系企業動向調査

経済産業省は、外国投資家の出資比率が3分の1以上などの条件を満たす企業を対象に「外資系企業動向調査」を実施してきた（2020年度をもって終了）。最新版<sup>※5</sup>の調査をもとに、回答した外資系企業を業種別にみると、2019年度実績では、製造業が17.4%、非製造業が82.6%であった（図表2-9）。製造業では情報通信機械、非製造業では卸売業の割合が最も多く、2000年以降、非製造業の割合が増加している。

※5 第54回 令和2年（2020年）外資系企業動向調査（令和元年度（2019年度）実績）。調査対象企業数5,748社、回収企業数2,978社、有効回答（推定中）企業数2,808社（金融・保険業及び不動産業を含む）。

図表2-9 国内外資系企業数（業種別）

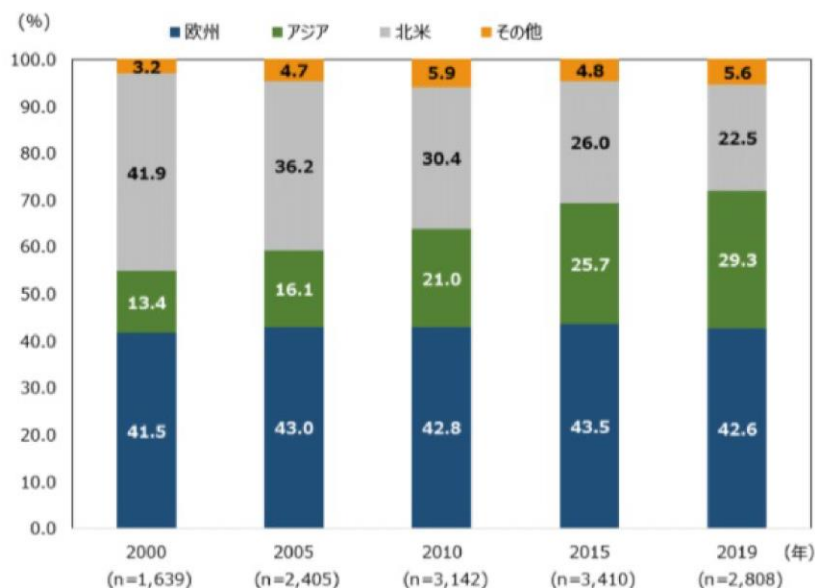


〔注〕「年」はそれぞれ実績年度を示す。

〔出所〕「外資系企業動向調査」（経済産業省）から作成

国内の外資系企業を親会社所在地の地域別にみると、欧州が42.6%と最も多く、次いで、アジアが29.3%、北米が22.5%となった（図表2-10）。欧州ではドイツ、フランス、アジアでは中国や韓国に親会社を持つ外資系企業が多い。2000年以降、北米系企業の割合は減少し、アジア系企業のそれは増加していることがわかる。

図表2-10 国内外資系企業数（業種別）

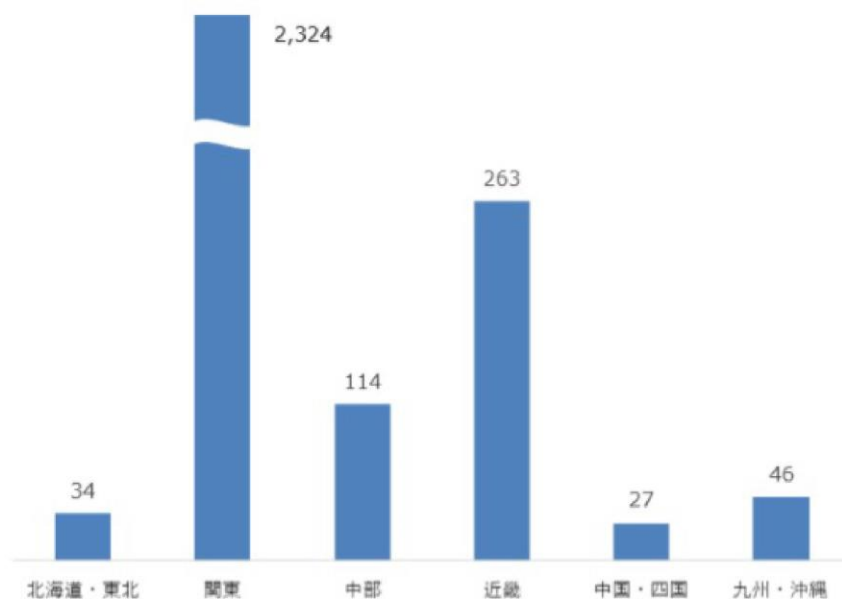


〔注〕「年」はそれぞれ実績年度を示す。

〔出所〕「外資系企業動向調査」（経済産業省）から作成

国内の地域別に外資系企業の分布をみると、大都市圏を抱える関東（2,324社）に外資系企業が集中しており、次いで近畿（263社）が多い（図表2-11）。都道府県別にみると、東京都に6割以上の外資系企業が集積しており、次いで、神奈川県、大阪府、愛知県となっている。

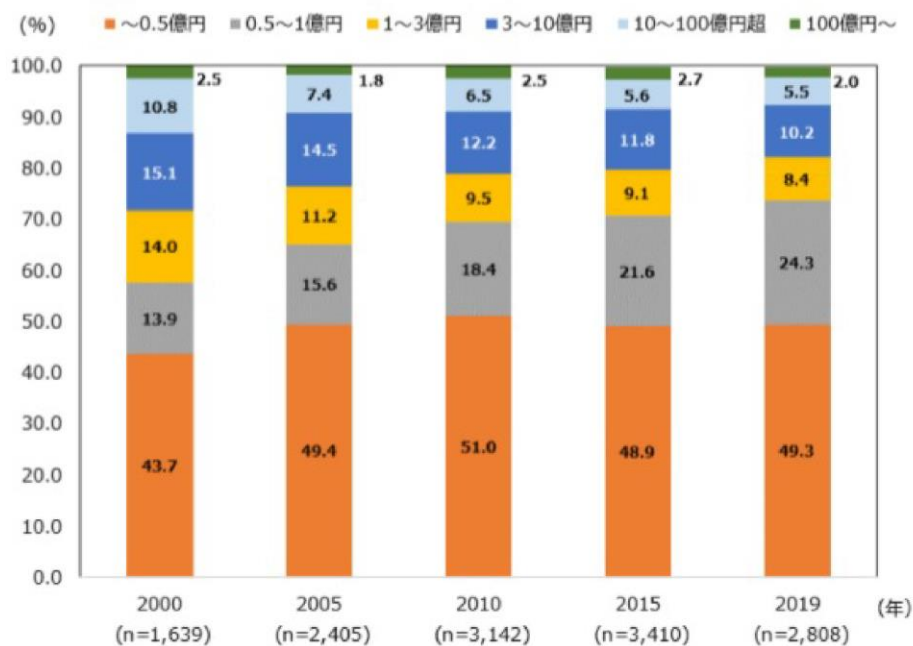
図表2-11 国内外資系企業数（都道府県別）



〔注〕 関東は東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県（1都10県）、中部は富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県（5県）、近畿は大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県（2府5県）  
〔出所〕 経済産業省「第54回外資系企業動向調査」から作成

資本金別にみると、5,000万円以下が49.3%と最も多く、次いで5,000万円～1億円が24.3%となっており（図表2-12）、資本金が1億円以下の企業が全体の7割以上を占める。

図表2-12 国内外資系企業数（資本金別）



〔注〕 「年」はそれぞれ実績年度を示す。  
〔出所〕 「外資系企業動向調査」（経済産業省）から作成

## 最大の魅力は日本市場の規模



同調査は日本で事業展開する上での魅力について外資系企業に尋ねている。同結果によると日本で事業展開する上での魅力トップは「市場規模の大きさ」で、6割以上の企業が所得水準の高さや製品やサービスの顧客ボリュームが大きい日本市場を評価している（図表2-13）。次いで、5割近い企業が交通や情報などインフラの充実を挙げたほか、新製品・新サービスに対する競争力の検証可能性を挙げ、製品やサービスの付加価値や流行に敏感な市場の特徴を評価した。

図表2-13 日本で事業展開する上での魅力（上位10位）

順位	回答項目	合計 (n=2,468)	製造業 (n=418)	非製造業 (n=2,050)
1	所得水準が高く、製品・サービスの顧客ボリュームが大きい（市場規模が大きい）	61.0	8.7	52.3
2	インフラ（交通、エネルギー、情報通信等）が充実している	47.6	8.1	39.6
3	製品・サービスの付加価値や流行に敏感であり、新製品・新サービスに対する競争力が検証できる	47.3	8.4	38.9
4	グローバル企業や関連企業が集積している	36.8	6.1	30.7
5	生活環境が整備されている	34.8	5.7	29.1
6	有能な人材の確保ができる	23.9	5.9	18.0
7	アジア市場のゲートウェイ、地域統括拠点として最適である	19.8	3.8	16.0
8	本社や管理対象国へのアクセス等、地理的要因に恵まれている	18.2	3.1	15.1
9	資金調達など金融環境が充実している	13.1	2.7	10.5
10	研究開発環境の質が高い	10.4	3.8	6.6

注：アンケートでは上位5項目まで選択可

〔出所〕「外資系企業動向調査」（経済産業省）から作成

一方、日本でビジネスをする上での阻害要因については、人件費や不動産などを含む「ビジネスコストの高さ」を7割以上の企業が挙げている（図表2-14）。ビジネスコストのなかでも人件費、税負担、事務所賃料を挙げる企業が多かった。次いで技術者や語学堪能者などの「人材確保の難しさ」を5割以上、系列取引の存在や人的コネクション、商習慣など「日本市場の閉鎖性、特殊性」を4割以上の企業が挙げた。

図表2-14 日本でビジネス展開する上での阻害要因

順位	回答項目	合計 (n=2,476)	製造業 (n=418)	非製造業 (n=2,058)
1	ビジネスコストの高さ (人件費、税負担、不動産など)	75.1	80.1	74.1
2	人材確保の難しさ (管理職、技術者、語学堪能者、一般労働者など)	53.6	57.4	52.8
3	日本市場の閉鎖性、特殊性 (系列取引の存在、人的コネクション、市場に関する英語情報の不足、商習慣など)	45.2	40.9	46.1
4	製品・サービスに対するユーザーの要求水準の高さ (品質、納期、価格など)	44.3	49.5	43.2
5	行政手続きの複雑さ (申請から認可までの期間の長さ、手続きの煩雑さなど)	40.5	36.4	41.3
6	規制・許認可制度の難しさ (法的規制、商品の規格・検査など)	39.3	37.6	39.7
7	優遇措置・インセンティブが不十分 (税制上の特典、利用できる補助制度の不足など)	18.7	21.5	18.1
8	外国人の生活環境 (学校、病院等外国人の受け入れ体制、生活習慣の違いなど)	12.2	13.6	11.9
9	ビザの取得の難しさ (在留資格が不明確、就労ビザ・家族滞在ビザが取得しにくいなど)	7.0	6.0	7.2
10	資金調達難しさ (融資条件の厳しさ、資金調達にあたっての制約など)	6.7	6.9	6.7
11	その他	5.6	5.7	5.5
12	M&Aの難しさ (法規制、外資アレルギーなど)	5.2	6.2	5.0

〔注〕計2,476社が回答。各回答者は上位5項目まで選択可。回答企業数が多い回答項目順に順位を記載。

〔出所〕「外資系企業動向調査」（経済産業省）から作成

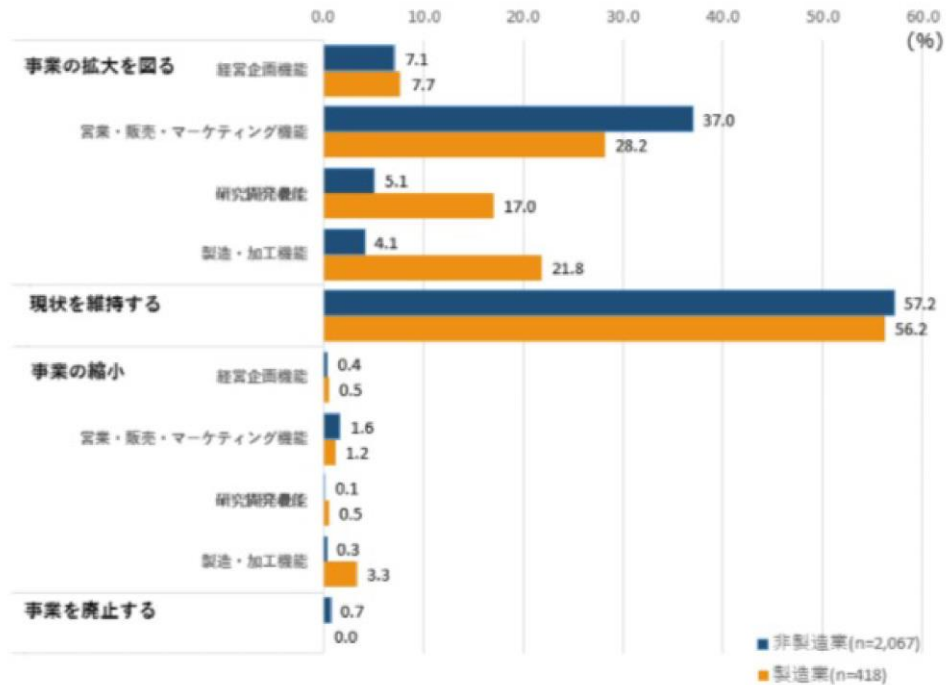


# 外資系企業の3割はビジネス拡大を図ると回答



新型コロナウイルスの影響によりビジネス環境も大きく変わっているが、今後の事業展開について事業を縮小することを考えている外資系企業は少なく、「現状維持」が半数以上で、3割ほどの外資系企業は「営業・販売・マーケティング機能の拡大を図る」と回答している（図表2-15）。

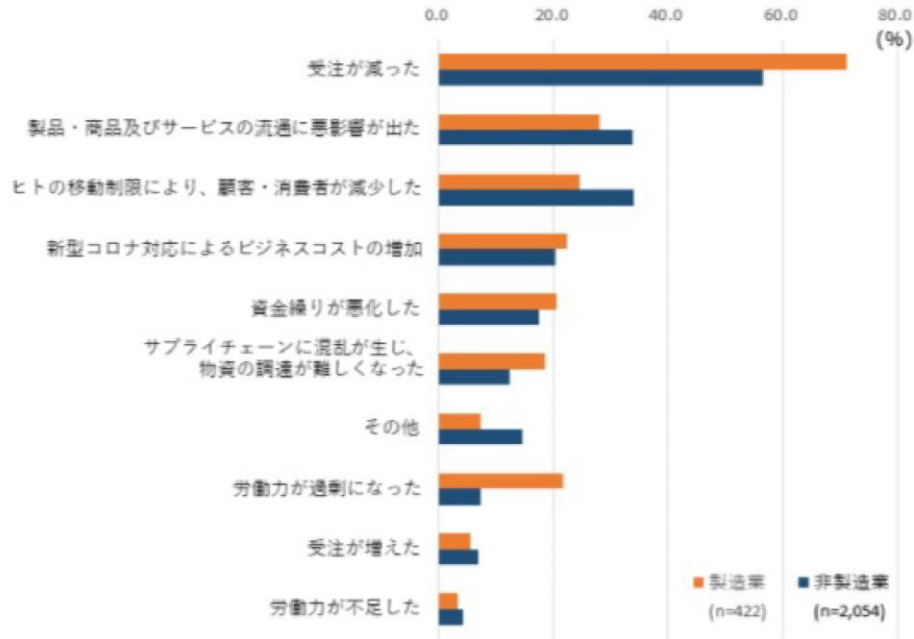
図表2-15 日本での今後の事業展開（業種別）



（出所）「外資系企業動向調査」（経済産業省）から作成

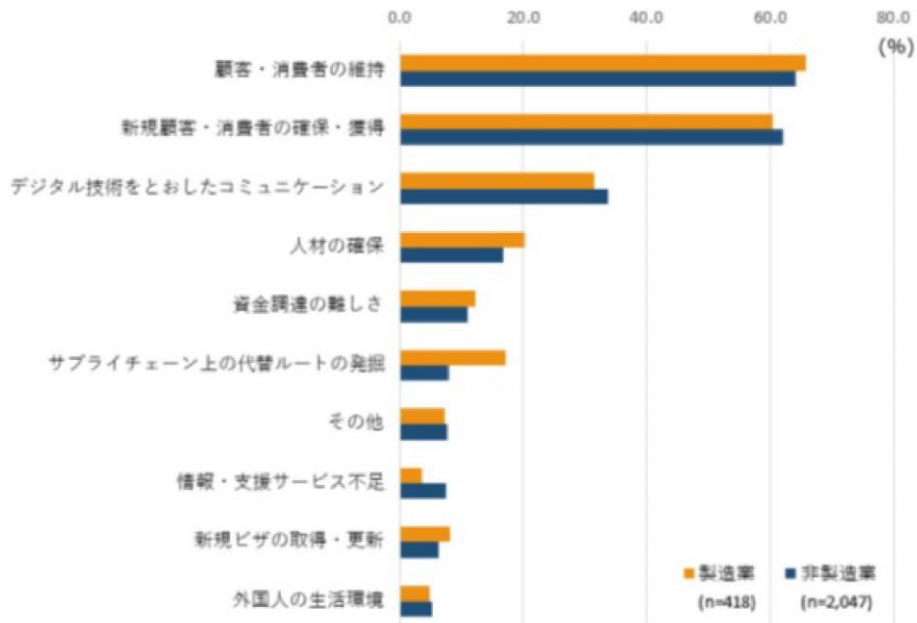
一方、新型コロナウイルスによる自社ビジネスへの影響について、全体では「受注が減った」が約6割を占め（図表2-16）、特に製造業の現場では受注が減ったことによる労働力過剰の状態が読み取れる。ほか、「製品やサービスの流通に対する悪影響」や「ヒトの移動制限による顧客の減少」を挙げた企業が3割以上あり、非製造業の現場でこれら項目に対する回答率が多かった。今後もそれら影響が続く場合のビジネス上の課題として、顧客の維持や新規顧客の開拓と回答した外資系企業が6割以上を占めた（図表2-17）。また、デジタル化が進む中で、デジタル技術を通じたコミュニケーションを課題に挙げた企業が3割あった。

図表2-16 新型コロナウイルスによる自社ビジネスへの影響



(出所) 「外資系企業動向調査」(経済産業省) から作成

図表2-17 新型コロナウイルスの影響が続く場合のビジネス上の課題



(出所) 「外資系企業動向調査」(経済産業省) から作成